

奈良県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年八月十六日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項	変 更 年 月 日	名称	主たる事務 所の所在地		
	名称				所在地	旧	新	
	有限会社 エンジョ イライフ	有限会社 エンジョ イライフ			桜井市大字 河西七七二 番地の一	桜井市大字 河西七七二 番地の一	桜井市大 字初瀬二 一〇九の 七二番地 の一	平成二十四 年一月一日
	ア	ア						